

「鳥取・島根広域連携協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的・目標 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・両県の地域課題の解決を目的・目標としているか ・その目的・目標は明確かつ妥当か ・公共性・公益性が高いか
②両県の連携効果 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか ・両県が連携することによって、単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか ・両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか
③協働の相乗効果 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか
④団体と行政の役割分担、スケジュール (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か ・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か
⑤提案事業の先進性・実効性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか ・両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか ・効果的で具体性があり、実行可能なものか
⑥団体の事業遂行能力、予算の妥当性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体自らが、事業を実施するか ・提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力があるか ・予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの財源は適当か
⑦地域自治力の向上、事業実施後の継続性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がるか ・提案団体は、助成終了後も事業を継続（展開）していく方策があるか
⑧プレゼンテーション (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか
合計点(100点)	